

事務連絡

令和2年2月28日

従事者研修登録機関の代表者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、貴機関において従事者研修の実施を当面見合わせることも想定される所、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2に基づく事業の登録制度(以下「登録制度」という。)の審査を行う都道府県に対し、別添のとおり事務連絡を発出しておりますので、御連絡いたします。

なお、登録制度の審査については、各都道府県衛生主管部(局)宛てにお問い合わせいただきますよう、御願います。

【担当者】

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

北村、日比

電話番号: 03-5253-1111(内線2432)

電子メール: kitamura-makiko@mhlw.go.jp

hibi-hiroyuki.np4@mhlw.go.jp